第六十三条の三の見出し中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に改め、同条第一項中「第十四条第一項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する法人が、同法第十六条第一項の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う同条第二項に規定する地方公共団体等に当該土地」を「第十六条第一項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の土地（同法第十八条の三第三項の規定により同条第一項において準用する同法第十四条第一項の規定によりされたものとみなされた届出又は同法第十八条の三第四項の規定により同条第一項において準用する同法第十五条第一項の規定によりされたものとみなされた申出に係る土地を含む。以下この項において「特定駐留軍用地等」という。）を有する法人が、当該特定駐留軍用地等についての同法第十六条第一項の買取りの協議（以下この項及び次項において「買取協議」という。）に基づき、当該買取協議を行う同条第二項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する地方公共団体等に当該特定駐留軍用地等」に改め、同条第二項中「前項の土地の買取りの協議」を「買取協議」に改める。

第六十三条の四の見出し中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に改め、同条第一項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「第十四条第一項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有するものが、同法第十六条第一項の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う同条第二項に規定する地方公共団体等に当該土地」を「第十六条第一項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の土地（同法第十八条の三第三項の規定により同条第一項において準用する同法第十四条第一項の規定によりされたものとみなされた届出又は同法第十八条の三第四項の規定により同条第一項において準用する同法第十五条第一項の規定によりされたものとみなされた申出に係る土地を含む。以下この項において「特定駐留軍用地等」という。）を有するものが、当該特定駐留軍用地等についての同法第十六条第一項の買取りの協議（以下この項及び次項において「買取協議」という。）に基づき、当該買取協議を行う同条第二項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する地方公共団体等に当該特定駐留軍用地等」に改め、同条第二項中「前項の土地の買取りの協議」を「買取協議」に改める。

第七十二条第七項第一号中「いう。」の下に「第七十四条の二及び」を加える。

第七十四条第一項中「平成二十七年五月十四日」を「平成三十二年五月十四日」に改める。

第七十四条の二第一項中「平成二十七年五月十四日」を「平成三十二年五月十四日」に改め、同条第八項第一号、第二十二項第一号、第二十八項第一号及び第二十九項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七十二条第七項第一号の改正規定及び第七十四条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第四条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定駐留軍用地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二条　改正後の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「新令」という。）第三十四条の三の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に行う新令第三十四条の三第一項に規定する特定駐留軍用地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「旧令」という。）第三十四条の三第一項に規定する土地の譲渡については、なお従前の例による。

（特定駐留軍用地等を譲渡した場合の所得の特別控除等に関する経過措置）

第三条　新令第六十三条の三及び第六十三条の四の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）又は連結親法人（新法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結完全支配関係（新法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人（新法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が施行日以後に行う新令第六十三条の三第一項に規定する特定駐留軍用地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧令第六十三条の三第一項又は第六十三条の四第一項に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経過措置）

第四条　新令第七十四条の二第八項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に提出する同項の申告書について適用し、一部施行日前に提出した旧令第七十四条の二第八項の申告書については、なお従前の例による。

2　新令第七十四条の二第二十二項の規定は、一部施行日以後の適用日（同条第十九項に規定する適用日をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第二十二項の申告書について適用し、一部施行日前の適用日に係る旧令第七十四条の二第二十二項の申告書については、なお従前の例による。

3　新令第七十四条の二第二十八項及び第二十九項の規定は、一部施行日以後にこれらの規定により提出する申請書について適用し、一部施行日前に旧令第七十四条の二第二十八項又は第二十九項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五条の二第十八項、第六条第十三項、第三十七条の十四第七項及び第二十五項並びに第四十一条の二十一第十一項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百十四条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十四条の三第一項、第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第八条第三項並びに第二十五条第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条第二項の改正規定及び同項ただし書の改正規定中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「、名称」を「、氏名又は名称」に改める。